

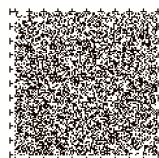
第2期 紀の川市 いのち支える 自殺対策計画

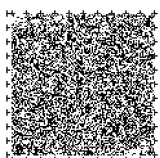
////////////////////////////////////

令和7年度～令和11年度

いのちはひとつ
みんなで守ろう
紀の川市

令和7年3月
紀の川市





はじめに

平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」として認識されるようになり、自殺対策が総合的に推進されてまいりました。

紀の川市においても、令和 2 年 3 月に「紀の川市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関と連携しながら、生きることの包括的な支援体制の構築に努めてまいりました。



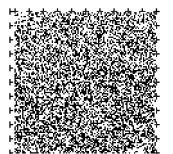
この度、第 1 期計画期間の満了に伴い、「第 2 期紀の川市いのち支える自殺対策計画」を策定いたしました。本計画におきましても、第 1 期の基本理念である「～いのちはひとつ みんなで守ろう 紀の川市～」を継承し、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、自尊意識と希望をもって前向きに暮らすことができるまちを目指してまいります。

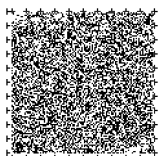
地域団体、事業所、市民の皆さまには、自殺を身近な問題としてとらえ、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりのため、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました関係機関の皆様、パブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和 7 年 3 月

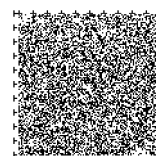
紀の川市長 岸本 健

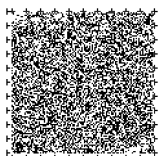




目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 自殺総合対策大綱における基本方針.....	2
3 新たな自殺総合対策大綱のポイント.....	3
4 計画の基本理念.....	4
5 計画の位置づけ.....	5
6 計画期間.....	6
7 計画の数値目標.....	6
8 計画策定の経緯.....	7
9 計画の推進体制.....	8
第2章 本市の現状と課題.....	10
1 本市の自殺者に関する状況.....	10
2 前回計画評価指標の検証.....	18
3 現状と課題のまとめ.....	19
第3章 施策の展開.....	25
1 施策体系.....	25
2 各施策の評価指標.....	27
3 施策の内容.....	28
資料編.....	44
1 計画策定の経緯.....	44
2 紀の川市いのち支える自殺対策協議会 委員名簿.....	45
3 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部 委員名簿.....	46
4 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱.....	47
5 用語集.....	48





第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成 18 年に「自殺対策基本法※」が制定されて以降、着実に成果をあげてきました。しかしながら、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率※については主要先進 7 か国※の中で最も高くなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因が複雑に絡み合っています。そのため、自殺は「個人の自由な意思や選択」の結果ではなく、誰にでも起こりうる「社会の問題」として捉える必要があります。

国においては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をいっそう効果的に推進するため、平成 28 年に「自殺対策基本法」を改正し、すべての都道府県・市町村において「自殺対策計画」を策定することを義務づけました。

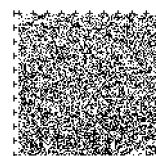
また、令和 4 年 10 月には「自殺総合対策大綱※～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられました。

さらに、こども家庭庁※においては、令和 5 年 6 月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がまとめられ、こどもの自殺の要因分析や、自殺予防に資する教育や普及啓発等、自殺リスクの早期発見、電話・SNS 等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援等の総合的な取組を進めていくことが示されました。

本市においては、令和 2 年 3 月に「紀の川市いのち支える自殺対策計画」（以下「前回計画」という。）を策定し、～いのちはひとつ みんなで守ろう 紀の川市～を基本理念に掲げ、各種取組を推進してきました。

今回、前回計画の計画期間が令和 7 年 3 月をもって終了となることに伴い、引き続き地域の実情に即した自殺対策を総合的に推進するために、「第 2 期紀の川市いのち支える自殺対策計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※48 ページの用語集に解説を掲載している単語の初出の箇所に「※」をつけている。



■我が国の自殺者数の推移と自殺対策をめぐる主な動き

	自殺者数（人）	自殺対策をめぐる主な動き
平成	17年	32,552
	18年	32,155 「自殺対策基本法」成立
	19年	33,093 内閣府自殺対策推進室設置／「自殺総合対策大綱」策定／初の「自殺予防週間」実施／初の「自殺対策白書」閣議決定
	20年	32,249 「自殺対策加速化プラン」決定／「自殺総合対策大綱」一部改正
	21年	32,845 「地域自殺対策緊急強化基金」造成／「自殺対策100日プラン」発表
	22年	31,690 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定／初の「自殺対策強化月間」実施／「地域における自殺の基礎資料」公表開始
	23年	30,651 東日本大震災に関連する月別自殺者数の把握開始
	24年	27,858 「よりそいホットライン」が全国で運用開始／「自殺総合対策大綱」見直し
	25年	27,283
	26年	25,427
	27年	24,025 「地域自殺対策強化交付金」造成
	28年	21,897 自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管／「自殺対策基本法」の改正（自殺対策計画の策定義務化）
	29年	21,321 「自殺総合対策大綱」見直し
	30年	20,840
令和	元年	20,169 いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）設立
	2年	21,081 「SNS相談」事業が全国で運用開始
	3年	21,007
	4年	21,881 「自殺総合対策大綱」見直し
	5年	21,837 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」とりまとめ

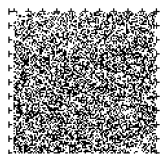
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

2 自殺総合対策大綱における基本方針

自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

資料：自殺総合対策大綱の概要（厚生労働省）



3 新たな自殺総合対策大綱のポイント

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

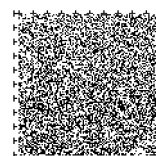
3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
 - 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
- 孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー※普及
■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援
■性的マイノリティ※支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信
など

資料：自殺総合対策大綱の見直しのポイント（厚生労働省）



4 計画の基本理念

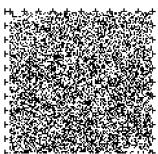
国の「自殺総合対策大綱」で掲げられている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を地域で実現するには、自殺リスクが顕在化している人に限らず、すべての市民が人権を保障され、自尊意識と希望をもって前向きに暮らすことができるよう、地域社会全体で支え合う必要があります。

そのために医療や保健、福祉、教育、労働等、関連する人や組織・団体・機関が連携して、いのちを支えるための包括的な支援体制を確立することが、本計画の目標となります。

この考えを端的に表すことばとして、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

－ 基本理念 －

いのちはひとつ みんなで守ろう 紀の川市



5 計画の位置づけ

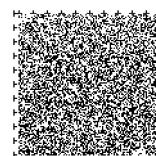
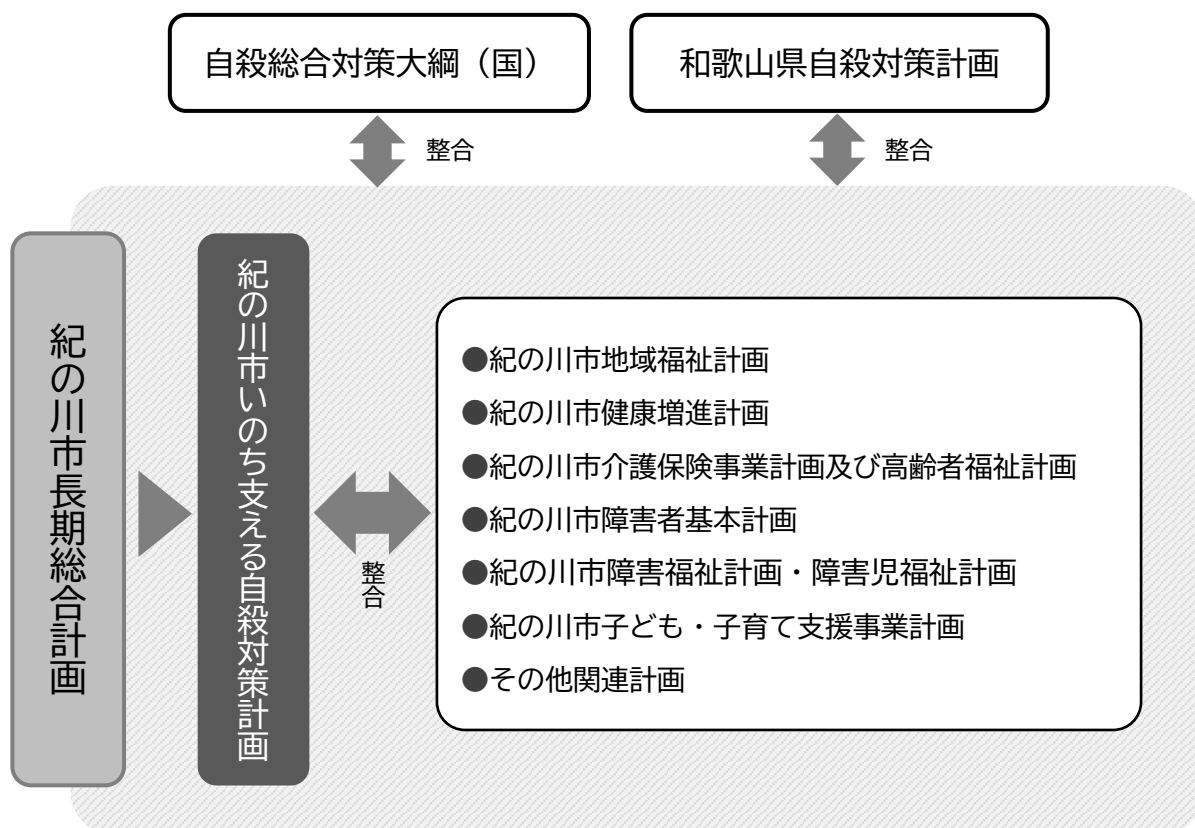
(1) 計画の法的根拠

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市における自殺対策の方策等を定め、生きることの包括的な支援を実施するために策定しました。

(2) 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である「紀の川市長期総合計画」の個別計画として位置づけられます。また、国の「自殺総合対策大綱」及び和歌山県の「和歌山県自殺対策計画」と整合を図り策定しました。

さらに、「紀の川市地域福祉計画」や「紀の川市健康増進計画」「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「紀の川市障害者基本計画」「紀の川市障害福祉計画・障害児福祉計画」「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合・連携を図り、全庁的な取組として、いのちを支える支援策を包括的に実施します。



6 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会状況の変化や自殺対策をめぐる本市の環境等に変化があった場合は、実情に応じて適宜、見直しを行うものとします。



7 計画の数値目標

国は自殺対策の目標値として、「令和8年までに、自殺死亡率を13.0以下まで減少させる」と掲げています。これは、平成29年から令和8年までの10年間で、自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて30%以上減少させるという考えに基づいています。

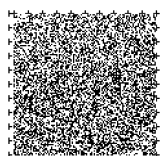
これを踏まえて県では、平成24年から平成28年の5年間の平均自殺死亡率(19.6)を、令和9年までに30%減の13.7以下にすることを目標としています。

前回計画では、自殺死亡率を令和11年で13.4以下(平成25年から平成29年の平均自殺死亡率19.1を基準とし、30%減した値)、中間年にあたる令和6年で16.5以下と目標設定しました。令和5年の自殺死亡率は20.0と令和6年の目標値を上回っており、今後の目標達成のためには、いっそうの対策が必要です。本計画においては、前回計画の目標を引継ぎ、令和11年の単年目標に加えて、令和7年から令和11年の5年間の平均自殺死亡率を目標として設定します。

令和11年の自殺死亡率、令和7～11年の平均自殺死亡率を **13.4以下**に

【本市・県・国の目標値(自殺死亡率)と目標年】

	基準値	前回計画目標値	目標値
紀の川市	19.1(平成25～29年平均)	16.5以下(令和6年)	13.4以下(令和11年) (令和7～11年平均)
県	19.6(平成24～28年平均)	16.4以下(令和4年)	13.7以下(令和9年)
国	18.5(平成27年)		13.0以下(令和8年)



8 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、主に以下の手順を経て、本市の実情に応じた計画となるよう努めました。

(1) 庁内ヒアリングによる現状と課題の把握

前回計画の施策をもとに、主な庁内各課に対し、前回計画評価シート配付・回答形式により、事業の現状や課題等についてヒアリングを実施しました。

(2) 団体ヒアリングの実施

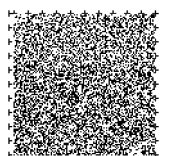
庁内各課自殺対策担当委員、養護教諭、民生委員・児童委員※、人権擁護委員、社会福祉協議会に対し、調査シート配付・データ記入形式により、現状の取組や課題、市の取組への意見等についてヒアリング調査を実施しました。

(3) 紀の川市いのち支える自殺対策計画策定における審議と推進

学識経験者や関係団体・機関、医療・福祉・教育関係者らで構成する紀の川市いのち支える自殺対策協議会において、計画の内容について検討・審議し、各委員の専門的な知見を反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

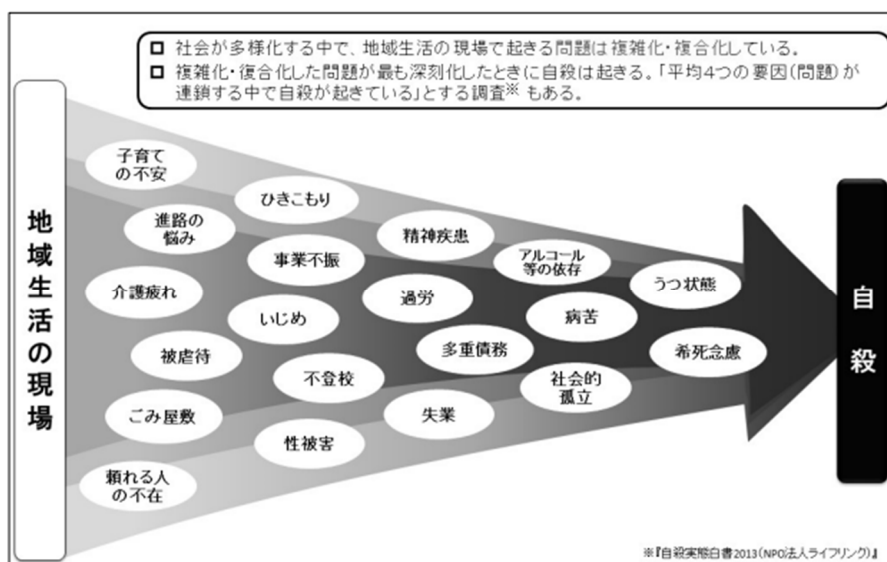
市民から幅広く意見を募集するため、本計画案を公開してパブリックコメントを実施しました。



9 計画の推進体制

自殺に至る要因は様々で、かつ、それらが複雑に関連し合っていることから、本計画の推進にあたっては行政のみならず、地域の関係団体や組織・学校・企業・市民らが連携・協働し、包括的に施策を推進することが必要です。

《自殺の危機要因イメージ》



資料：厚生労働省

このため、以下のとおり市職員をはじめ、すべての市民が自殺対策やいのちを支える支援の当事者であるとの意識づくりや、それぞれのライフステージに対応した支援策の実施、支援策の質の向上等に継続的に取り組みつつ、本計画を推進します。

(1) 職員の意識改革と体制づくり

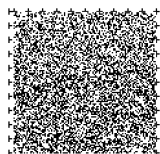
すべての市職員が自殺対策の意識を高く持ち、顕在リスク者を発見した際には、速やかな連携・支援を図れるよう、啓発と連携の体制づくりを行います。

① 庁内各課に自殺対策担当の委員を設ける

庁内各課に自殺対策を担当する委員を設け、定期的な会議等を通じて自殺対策のいっそうの推進に向けた施策の検討や、情報の共有を行います。

② 情報共有のための仕組みづくり

庁内の公開・共有フォルダ等を通じて、市職員が支援に有効・必要な施策やその担当課、施策内容等を把握できるよう、窓口情報共有の仕組みづくりを行います。



③ 既存・通常業務を通じた自殺対策の推進

すべての市職員が、日常の業務の中で市民の相談ごとに耳を傾け、必要な支援へとつなげることができるよう、ゲートキーパー研修等を通じて職員の意識改革と対応力の強化を図ります。

(2) 地域全体での意識改革

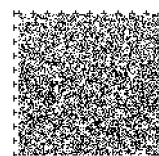
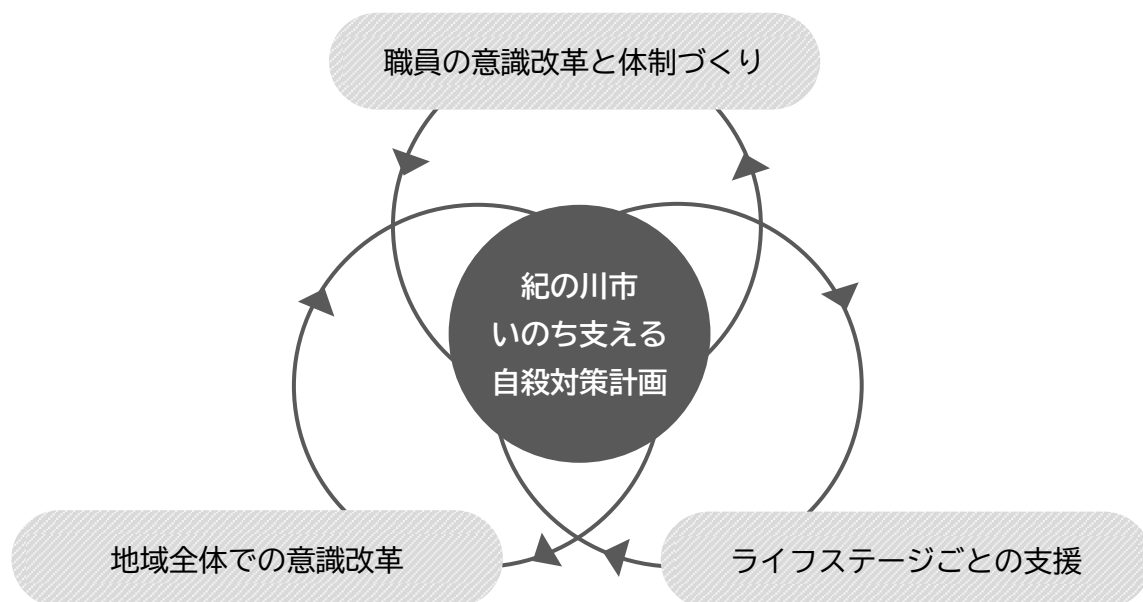
地域や学校、企業等で困難を抱えている人を見かけた際に、迅速に専門機関や相談窓口につなげる、あるいは相談に乗り対応できるよう、啓発や研修を行います。

(3) ライフステージごとの支援

本市で自殺者が最も多い高齢者を対象にした施策のほかに、ライフステージにあわせた施策を設けることで、より効果的な施策を推進します。

(4) 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部における計画の推進

市長を本部長とする庁内会議（紀の川市いのち支える自殺対策推進本部）において、PDCAサイクルに基づく施策の検証・見直し、職員の自殺対策への意識の改革を行います。



第2章 本市の現状と課題

1 本市の自殺者に関する状況

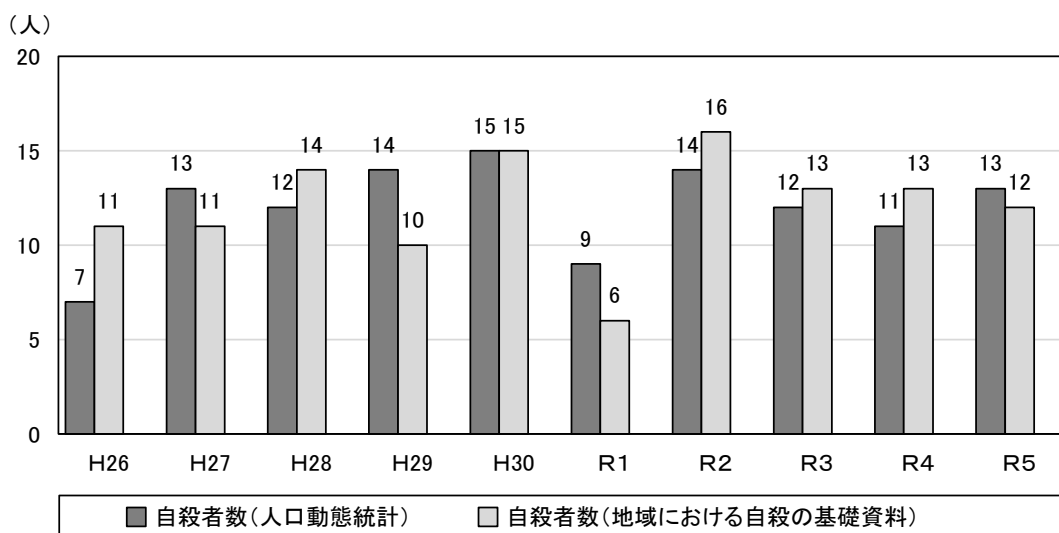
※四捨五入の関係で、資料や説明文にある構成比（％）の合計が、必ずしも 100.0%にならない場合があります。

（１）自殺者数、自殺死亡率の推移

人口動態統計に基づく本市の自殺者数は、増減を繰り返しながら平成 30 年の 15 人をピークとして各年推移しており、令和 5 年は 13 人となっています。また、地域における自殺の基礎資料に基づく自殺者数は、増減を繰り返しながら令和 2 年以降は減少が続いており、令和 5 年には 12 人となっています。

地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率は、増減を繰り返しながら、おおむね 15.00～25.00 の間で推移しており、令和 5 年は 20.01 となっています。また、令和 2 年以降は毎年全国の自殺死亡率を上回っています。

【自殺者数の推移】



「人口動態統計」と「地域における自殺の基礎資料」の違いについて

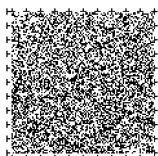
●人口動態統計（厚生労働省）

日本における日本人を対象に、住所地をもとに死亡時点で計上。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは、自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。

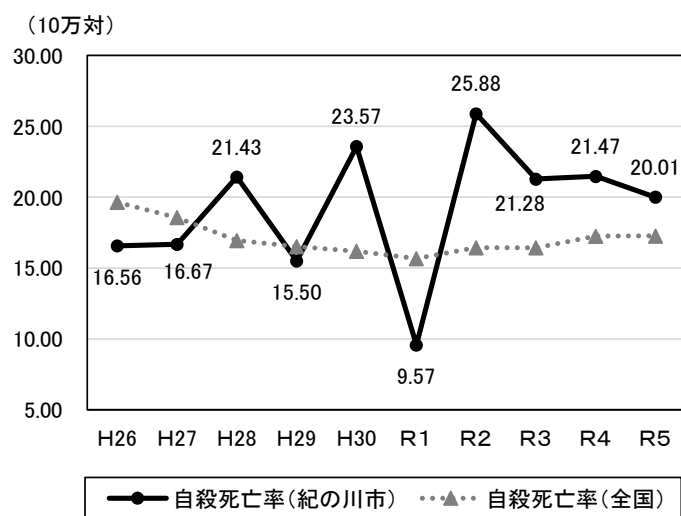
●地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）※

日本における外国人を含む総人口を対象に、住所地をもとに死亡時点で計上。捜査等により自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成して計上する。

※「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」は、「自殺統計（警察庁）」をもとに作成されている。



【自殺死亡率（人口 10 万人あたり）の推移】



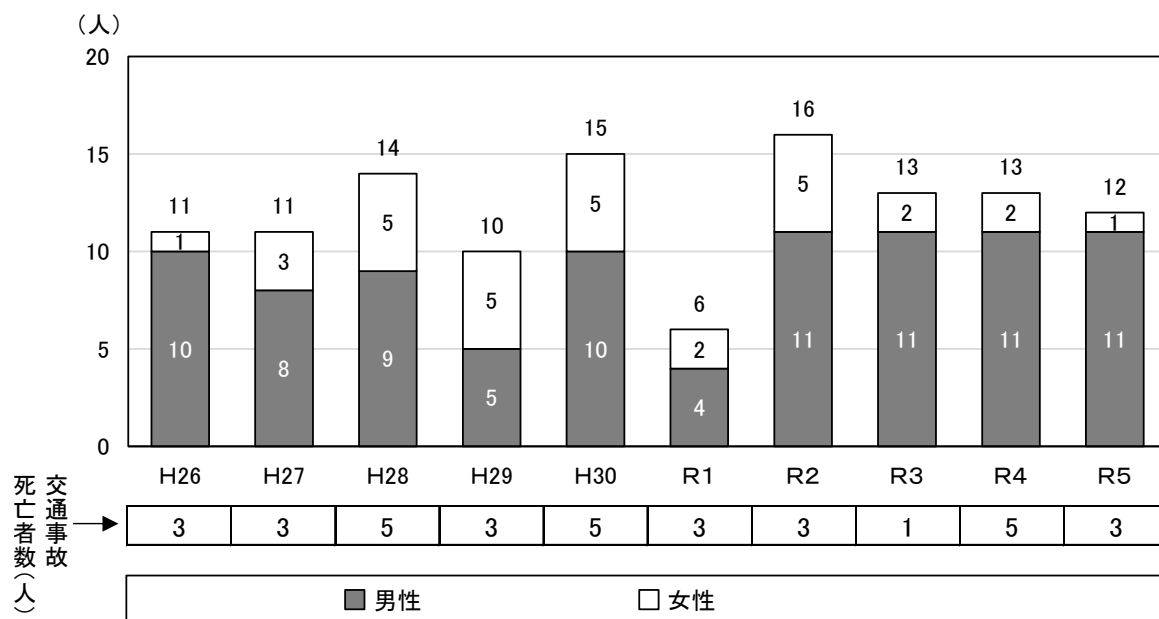
	自殺死亡率 (紀の川市)	自殺死亡率 (全国)
H26	16.56	19.63
H27	16.67	18.57
H28	21.43	16.95
H29	15.50	16.52
H30	23.57	16.18
R1	9.57	15.67
R2	25.88	16.44
R3	21.28	16.44
R4	21.47	17.25
R5	20.01	17.27

資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)
 ※右表の薄く塗った枠は、全国より高かった年の
 数値

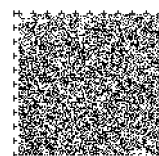
(2) 男女別自殺者数の推移

男女別自殺者数の推移をみると、平成 29 年を除き、男性が半数を超えています。
 また、男女の合計値は毎年交通事故死亡者数を上回っています。

【男女別自殺者数の推移】



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)
 交通事故死亡者数は、和歌山県統計年鑑

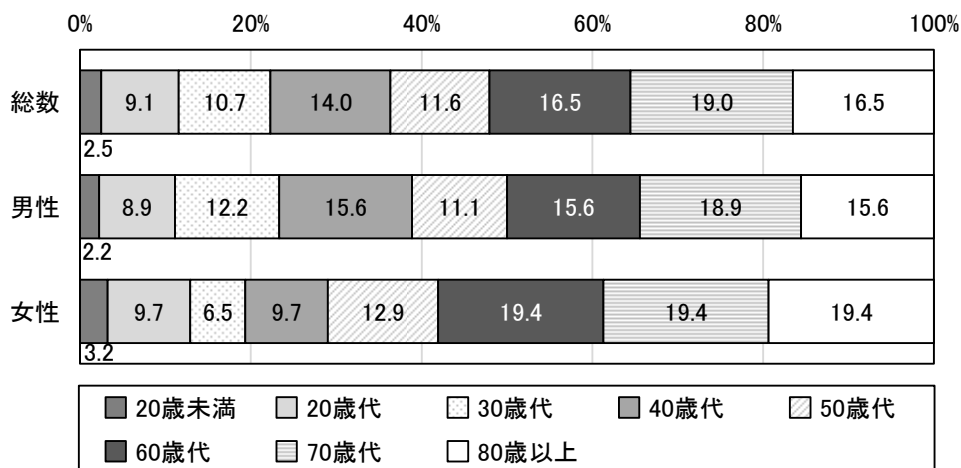


(3) 年齢別自殺者数（構成比）

自殺者の年齢別構成比（平成 26 年～令和 5 年の合計）をみると、全体では 70 歳代が 19.0%と最も多く、次いで 60 歳代、80 歳以上が 16.5%となっています。

男女別にみると、男性では 70 歳代が 18.9%、女性では 60 歳代、70 歳代、80 歳以上が 19.4%と最も多くなっています。

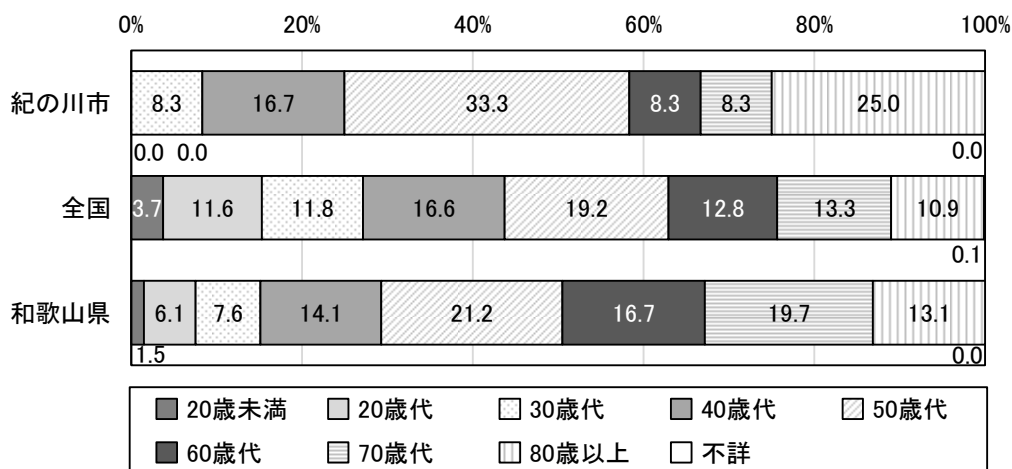
【自殺者の年齢別構成比（平成 26 年～令和 5 年の合計）】



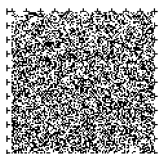
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

令和 5 年の自殺者の年齢別構成比を全国・和歌山県と比較すると、本市は 50 歳代、80 歳以上で全国・和歌山県よりも目立って多くなっています。

【自殺者の年齢別構成比（令和 5 年）（全国・和歌山県との比較）】



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）



(4) 原因・動機別自殺者数

過去 10 年間の自殺者の原因・動機別の内訳をみると、「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」に集中しており、中でも「健康問題」が最も多くなっている年が目立ちます。

また、令和 5 年の自殺者の原因・動機別構成比を全国・和歌山県と比較すると、「勤務問題」「交際問題」「その他」が多くなっています。

【原因・動機別自殺者数の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	合計
家庭問題	4	0	1	3	0	0	0	1	4	2	15
健康問題	4	6	8	3	8	6	2	5	4	6	52
経済・生活問題	1	0	1	3	1	0	4	2	2	0	14
勤務問題	2	0	1	0	2	0	0	2	2	3	12
交際問題	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	5
学校問題	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2	6
不詳	3	4	6	3	6	2	10	6	5	2	47
合計	14	12	18	13	19	8	18	17	17	16	152

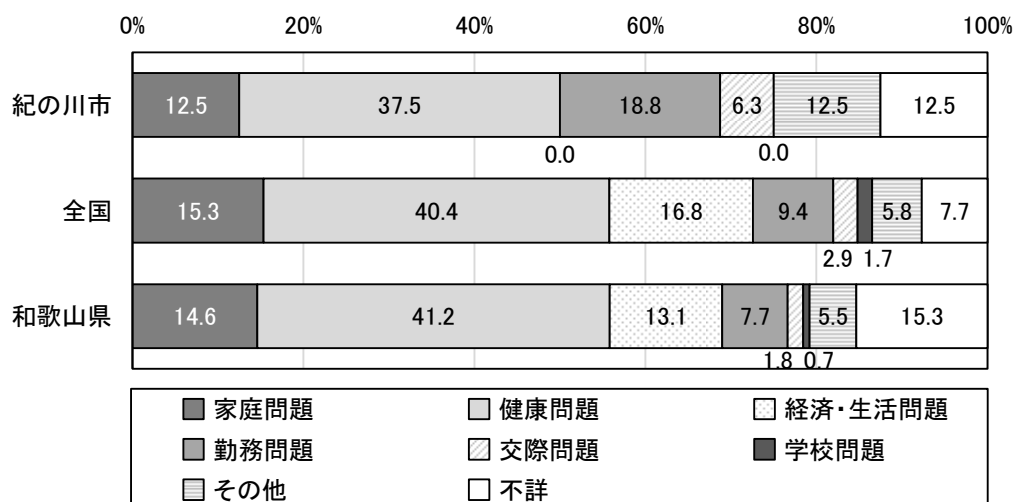
資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

※濃く塗った枠は、「不詳」を除き各年で最も多かった項目

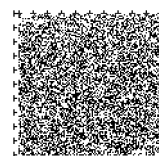
※原因・動機を 3 つ(令和 4 年、令和 5 年は 4 つ)まで計上可能としているため、総数と原因・動機別自殺者数の和は一致しない。

※「交際問題」は平成 26 年～令和 3 年は「男女問題」

【自殺者の原因・動機別構成比(令和 5 年)(全国・和歌山県との比較)】



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)



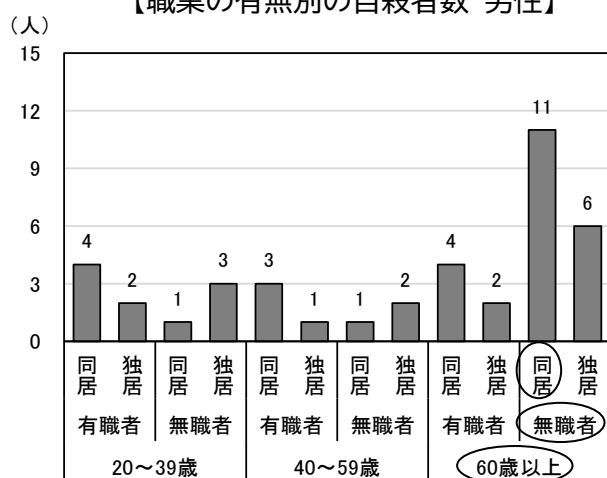
(5) 性別、年齢別、職業の有無別、同居の有無別の自殺者数・割合

性別、年齢別、職業の有無別、同居の有無別の自殺者数をみると、男女ともに「60 歳以上 無職者 同居」が多くなっています。

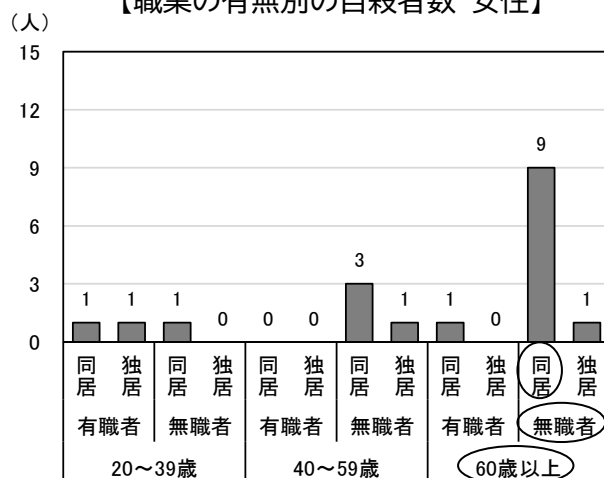
自殺者の割合は、男性では「60 歳以上 無職者 同居」と「40～59 歳 有職者 同居」が高くなっています。女性では「60 歳以上 無職者 同居」が高くなっています。

全国・和歌山県と比較してみると、男性では「20～39 歳 有職者 同居」「20～39 歳 無職者 独居」「40～59 歳 有職者 同居・独居」「40～59 歳 無職者 同居」「60 歳以上 有職者 同居」「60 歳以上 無職者 同居・独居」、女性では「20～39 歳 無職者 独居」「60 歳以上 有職者 同居」が全国・和歌山県より高くなっています。

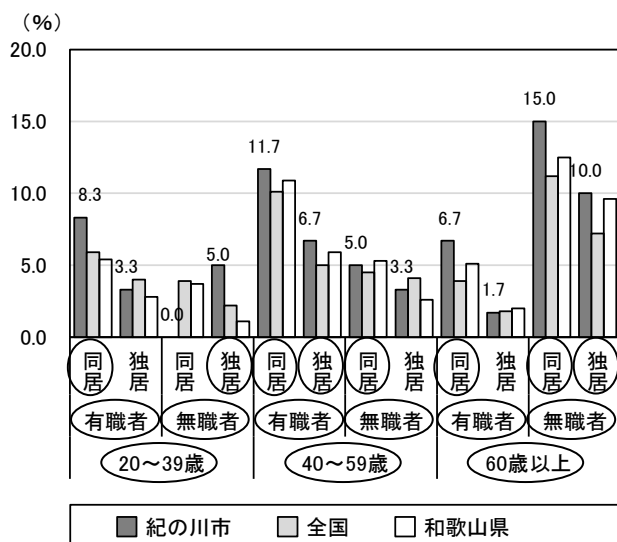
【職業の有無別の自殺者数 男性】



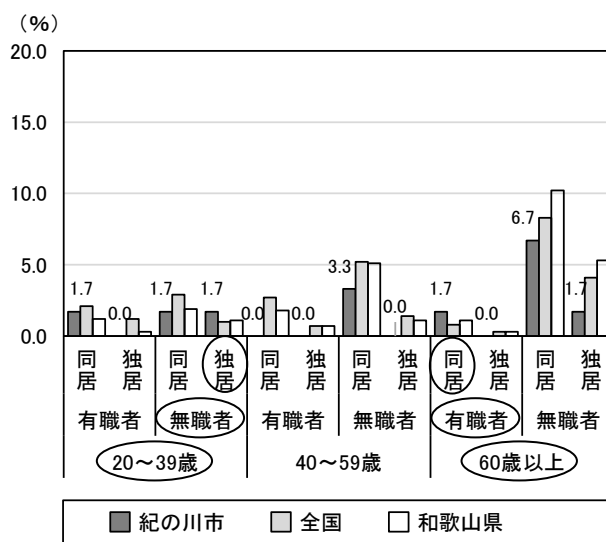
【職業の有無別の自殺者数 女性】



【自殺者の割合 全国・和歌山県との比較 男性】

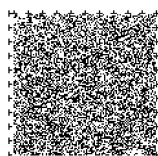


【自殺者の割合 全国・和歌山県との比較 女性】



資料：地域自殺実態プロファイル 2024（令和元年～令和 5 年合計）

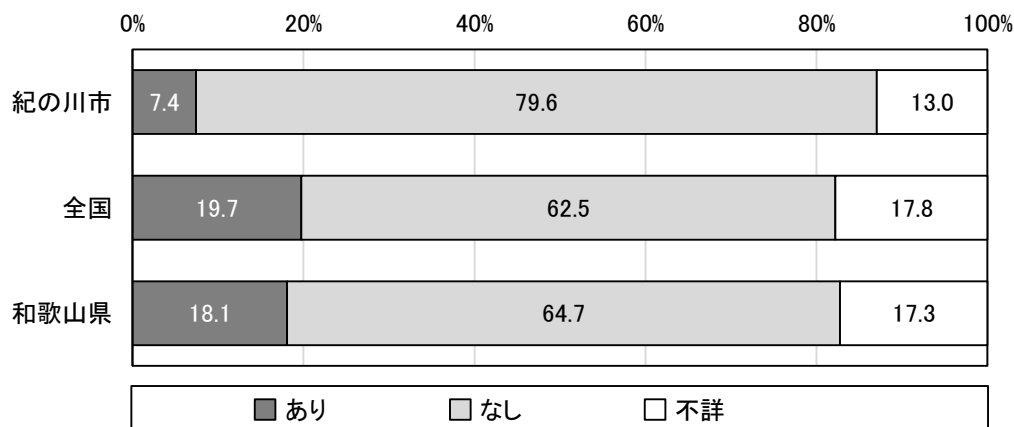
※自殺死亡率は各属性の全数を母数として算出するため、母数が少ない属性では自殺死亡率が高くなる傾向があり、さらに人数が 1 人変わるだけでも大きく数値が変化することがある。



(6) 自殺者の未遂歴の有無

自殺者の自殺未遂歴の有無（令和２年～令和５年の合計）をみると、全体では「あり」が7.4%と、全国・和歌山県より低くなっています。

【自殺未遂歴の有無 全体（令和２年～令和５年の合計）（全国・和歌山県との比較）】



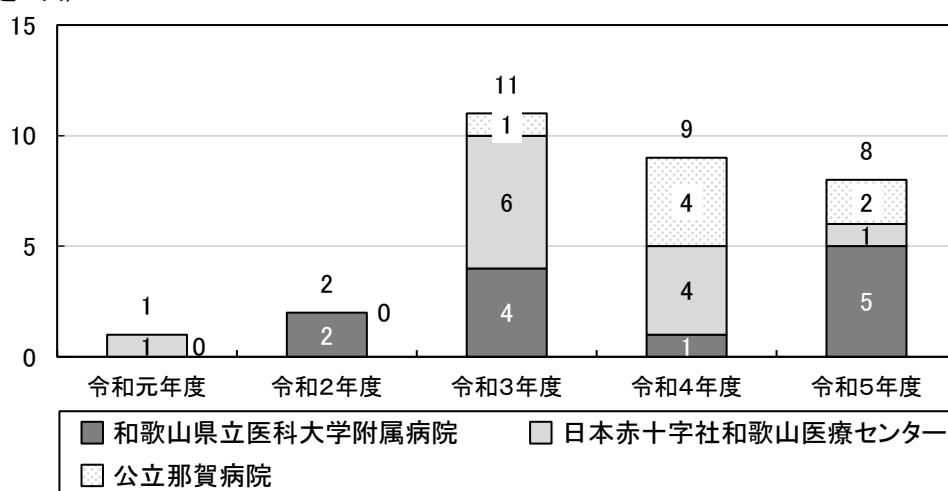
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺未遂者の相談支援

和歌山県自殺未遂者支援事業の岩出保健所管内事業対象者連絡数をみると、令和３年度に大きく増加し、その後減少傾向で推移しています。

【和歌山県自殺未遂者支援事業 岩出保健所管内事業対象者連絡数】

(延べ人)

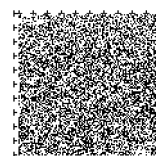


資料：岩出保健所

※本事業は三次救急医療機関から本人や家族の希望に沿って岩出保健所へ連絡があった自殺未遂者数を計上

※本事業は令和元年９月開始

※公立那賀病院は令和３年度から



(8) 自損行為※件数

那賀消防組合出動件数（紀の川市）における自損行為件数をみると、令和2年から令和4年にかけて減少していましたが、令和5年に増加に転じ31件となっています。令和元年から令和5年の合計を年齢別にみると、40代が最も多く33人となっており、次いで50代が28人となっています。

【那賀消防組合出動件数（紀の川市）】

(件)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全件数	2,873	2,732	2,759	3,144	3,354
自損行為	35	36	25	23	31
割合	1.2%	1.3%	0.9%	0.7%	0.9%

資料:那賀消防組合

【那賀消防組合自損行為件数（紀の川市）年齢別（令和元年～令和5年合計）】

(人)

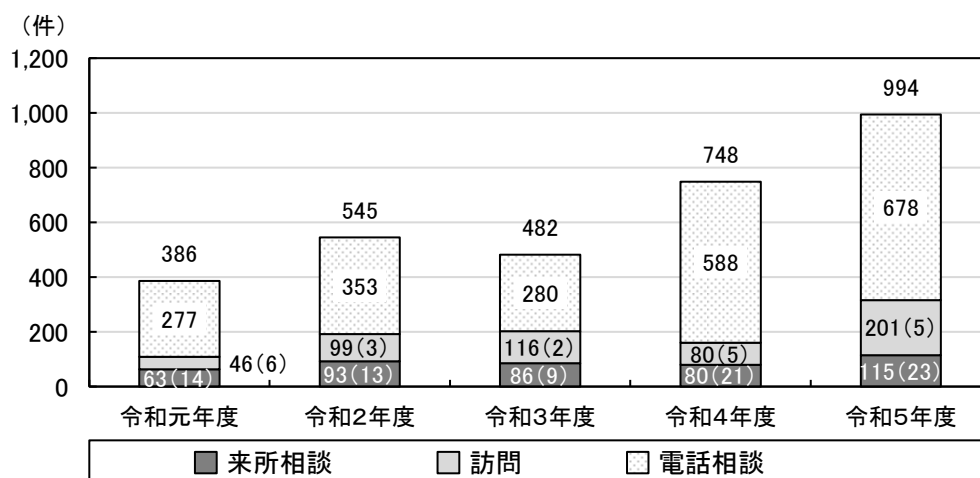
10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
7	15	26	33	28	11	14	12

資料:那賀消防組合

(9) こころの健康相談実施状況

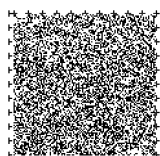
岩出保健所こころの健康相談実施状況をみると、増減を繰り返しているものの全体として増加傾向となっています。内訳をみると電話相談の件数が多く、令和5年度には約7割が電話相談となっています。

【岩出保健所こころの健康相談実施状況】



資料:岩出保健所

※ () は、精神科嘱託医による相談件数で再掲



(10) 本市における特徴

本市の自殺者の特徴をみると、「男性 60 歳以上 無職 同居」が最も自殺者数が多くなっています。

男性が上位を占めており、特に壮年期や高齢期に集中しています。また、上位 5 位の中では無職者より有職者、独居より同居人がある人の方が多くなっています。

【本市の主な自殺者の特徴（令和元年～令和 5 年合計）】

自殺者の特性上位 5 区分		自殺者数 (人)	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位	男性 60 歳以上 無職 同居	9	15.0%	42.3	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位	男性 40～59 歳 有職 同居	7	11.7%	22.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位	男性 60 歳以上 無職 独居	6	10.0%	156.3	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位	男性 20～39 歳 有職 同居	5	8.3%	26.6	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
5 位	男性 40～59 歳 有職 独居	4	6.7%	130.7	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
全体		60	100.0%	－	－

－ いのち支える自殺対策推進センター※の分析に基づく、
本市が重点的に取り組むべき分野 －

- ①高齢者に対する支援
- ②生活困窮者に対する支援
- ③勤務・経営環境に関する支援

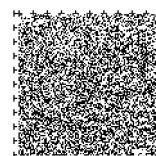
資料：地域自殺実態プロフィール 2024

※区分の順位は自殺者数の多い順とした。

※自殺死亡率は各属性の全数を母数として算出するため、母数が少ない属性では自殺死亡率が高くなる傾向がある。

※自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計をもとに警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、「自殺実態白書 2013」に掲載されている自殺で亡くなった方の亡くなるまでの軌跡（自殺に至った要因等の相関性をまとめたデータ）から分析された結果を参考に推定したもの。ただし、自殺者の生活状況別にみて代表的と考えられる経路の一例であり、記載の経路が唯一ではないことに留意。

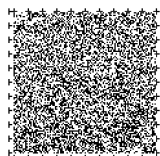


2 前回計画評価指標の検証

前回計画で設定した基本施策及び重点施策における評価指標について、現状値は以下のとおりです。

施策分野	内容	前回計画策定時点		直近値
		現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)	令和 5 年度末
基本施策				
(1)地域におけるネットワークの強化	自殺対策関連会議の開催	—	年 2 回以上	年 1 回
	福祉ボランティアの登録人数	854 人 (H28)	860 人	672 人
(2)自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の受講者数	—	250 人	92 人
(3)市民への啓発と周知	広報紙・各種 SNS 等での自殺予防の啓発	2 回	年 4 回以上	6 回
	市民向け講演会等の開催	—	年 1 回以上	0 回
(4)生きることの促進要因への支援	小中学校でのいのちを大切にす授業の実施	—	年 1 回以上	10 回
	スポーツ施設の利用者数	399,894 人 (H28)	430,000 人	417,347 人
	ボランティア活動に参加している市民の割合	44.3% (H30)	45.5%	42.9%
(5)児童生徒の SOS (支援要請) の出し方に関する教育	小中学校での SOS の出し方に関する学習の実施	—	年 1 回以上	1 回
	小中学生に対する人権 SOS ミニター等の配付	1 回	年 3 回	3 回
重点施策				
(1)高齢者への生きる支援	自主活動体操拠点数	62 拠点	134 拠点	118 拠点
	特定健診受診率	35.4% (H28)	41.0%	42.4%
	認知症サポーター※数	1,328 人 (H28)	2,330 人	6,193 人
	フレイルチェックの実施	95 回	年 90 回以上	53 回
(2)生活困窮者※への生きる支援	広報紙・各種 SNS 等での生活困窮者支援策の啓発	—	年 4 回以上	6 回
	生活困窮者相談件数	17 件 (H28)	20 件	107 件
(3)働く場等における生きる支援	職場の両立支援制度の育児休業取得率	男性 2.9% 女性 47.4%	男性 5.0% 女性 50.0%	男性 7.9% 女性 47.8%
	市内の企業に対する働き方改革についての啓発	—	年 1 回以上	1 回
	就職フェアにおける参加企業との面談者数	129 人 (H29)	200 人	43 人
(4)その他の重点的な取組	人権映画会・講演会への参加延べ人数	729 人 (H29)	800 人	292 人 (令和 5 年度・映画会のみ開催)
	いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童生徒の割合	小 6 97.3% 中 3 94.5%	100%	小 6 97.0% 中 3 96.2%
	庁内の情報共有システムの構築	—	構築	計画中

○重点施策(3)の「職場の両立支援制度の育児休業取得率」は「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をもとにしており、平成 30 年度は働いていない人を含んでいるのに対し、令和 5 年度では働いていない人は除いて計算している。



3 現状と課題のまとめ

各種統計やアンケートの結果、庁内検証の結果等から、本計画策定に関わる現状と課題を整理しました。

※各種データ等からみる現状は●、前回計画の主な取組は○で示しています。

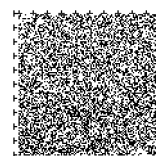
(1) 地域におけるネットワークの強化

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- 地域活動やボランティアへの参加状況は女性より男性が多く、年代別ではおおむね年代が上がるごとに多くなっています。(紀の川市健康に関するアンケート調査より)
- 団体ヒアリング調査では、『適切な支援につなぐ必要がある場合を想定し、連絡を取り合ったり、具体的なつなぎ方を決めるなど日ごろから関係を持つことが必要。』という回答が上がっています。
- 先進的な取組を行っている自治体から学び、小学4年生に対するいのちの授業を実施しました。
- 民生委員・児童委員や区長会、地域包括支援センター※等と連携し、ひとり暮らしの高齢者等の情報を共有するなど、地域全体での見守り体制を構築しました。

課題・方向性

- 相談の内容や経緯・経過等を記入して関係者間で共有する「つなぐシート」の活用に向けて様々な取組を進めており、活用事例紹介や研修会の開催等での活用促進による多機関連携を強化し、相談支援を適切につなげていくことが重要です。
- 引き続き、地域全体での見守り体制を維持するとともに、日ごろから職員間や団体等を含めた連携を取ることで、いざというときに悩みや困りごとを抱える人を適切な支援につなげられるようにすることが重要です。



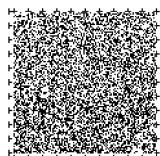
(2) 自殺対策を支える人材の育成

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- 令和 5 年度に民生委員・児童委員や人権委員会を対象として実施した、ゲートキーパー養成講座受講後アンケートでは、受講者の 9 割が自殺や自殺対策に対する理解が深まったと回答しています。
- 自殺対策に関連した研修や教育機会へ参加したことがない理由について、庁内各課自殺対策担当委員では「開催されていることを知らなかった」が最も多くなっています。また、こころの悩みについて相談を受けることを困難に感じるかについて、【感じる（「とても感じる」と「やや感じる」の合計）】の回答数が多くなっています。
- 新規採用職員を対象にしたスタートアップ研修（実務基礎研修）の中で、メンタルヘルス※研修を実施し、職員自身のメンタルヘルス及び他者への「目配り、気配り、心配り」について適切に実行できるような学習を行い、ゲートキーパー養成を図りました。
- 民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。
- 人権委員を対象に「自殺対策」研修の開催等、地域の様々な団体において、自殺対策に関する研修会が実施されました。

課題・方向性

- 市職員が普段の業務の中で悩みや困りごとを抱える人に気がつき、適切な支援につなげていけるよう、研修等による意識づけを行うことが引き続き重要です。また、あらゆる相談において、自殺リスクを抱える相談がなされる可能性があるということを踏まえ、職員の「気づき」を醸成するとともに、包括的な相談体制の整備が重要です。
- 引き続き、各種講習の受講促進に加えて、受講した内容を身近な事例や地域内で活かせるようにしていくことが重要です。



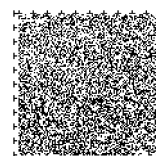
(3) 市民への啓発と周知

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- 令和 5 年度に実施した市民意識調査では、ゲートキーパーという言葉・役割を知っている人は全体で 16.6%、年代別で最も認知度が高いのは 20 歳代 (21.5%)、最も認知度が低いのは 40 歳代 (11.4%) となっています。
- 団体ヒアリング調査では、『職員だけでなく、市民に対しても自殺対策について自分ごととして捉え、個人や団体ができることがないかを考える機会を設けることが重要。』という意見が上がっています。
- 9 月の自殺予防週間と 3 月の自殺対策強化月間において、市ホームページや広報、市公式 LINE 等、多様な情報発信手段を活用した相談先の周知、庁内各課窓口への卓上のぼりや庁舎への懸垂幕の設置による啓発を行いました。また、児童生徒には御守り型リーフレットを配付するなど、若者に対しても相談先の周知を図りました。
- 妊娠届出の際にパンフレットを配付するとともに、心療内科等の受診歴の有無のほか、妊娠中や産後のこころの健康について話をするなど個別面談の中でハイリスク者を把握し、フォローにつなげました。

課題・方向性

- 市民が気軽に相談できるような窓口の整備や各種相談窓口の広報等を進めていくことが引き続き重要です。
- 自殺は、誰にでも起こりうるものであるという認識を市民に共有し、こころの健康に関する正しい知識や自殺対策に関する知識、一人ひとりができる支援についての啓発・周知を行うことが重要です。



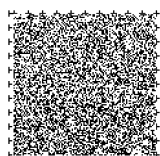
(4) 生きることの促進要因への支援

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- 高齢者や男性の自殺が多く、また、原因としては「健康問題」が多くなっています。
- ストレスを解消できていない人は、年代別では50歳代が他の年代と比べて多くなっています。(紀の川市健康に関するアンケート調査より)
- 実行委員会等と協働して祭りを開催し、市民同士の交流の場を創出しました。
- 自主文化事業やイベントを開催するなど、生きがいづくりの場の提供、スポーツイベントやスポーツ教室を開催し、市民のスポーツ活動の振興を図りました。
- ひきこもり※対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある者とその家族及び支援者の早期支援、社会参加の促進、本人及び家族等の福祉の増進を行いました。また、ひきこもり相談・支援機関に関する情報発信地域ネットワークの構築を行いました。
- 生活困窮者支援として、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に加えて、居住の場の確保策として、市営住宅の改修を行いました。
- 市職員・教職員に対してストレスチェックを実施するとともに、市職員を対象に心療内科の専門医師による「こころの健康相談」等を行いました。また、ワークライフバランス※奨励金を創設し、企業に対して働き方改革の推奨を行いました。

課題・方向性

- 特に高齢者の自殺が多いことから、高齢者に重点を置いた取組を進めていくことが重要です。
- ひきこもりや生活困窮、労働環境の整備等、多岐な分野にわたって「生きることの阻害要因※」を減らし、「生きることへの促進要因※」を増やす取組を進めていくことが重要です。



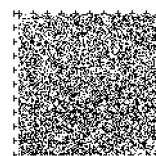
(5) 児童生徒のＳＯＳ(支援要請)の出し方に関する教育

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- ストレス(悩みや不安)を感じたとき、「相談する人がいない」人の割合は、小学生で 5.2%、中学生では 3.0%となっています。また、「相談しない」人の割合は、小学生で 19.8%、中学生で 32.3%となっています。(紀の川市健康に関するアンケート調査(小中学校対象)より)
- 団体ヒアリング調査では、養護教諭より『相談に来て話そうとしない子がいる。何に困っているか自分でも分からない子がおり解決に向けた支援ができない場合がある。』という意見が上がっています。
- スクールカウンセラー※をすべての学校に配置しました。(打田中学校仙溪分校除く。)
- いじめアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめ対策委員会を設置し、対応を図りました。また、警察や人権擁護委員等によるキッズサポート教室や人権教室、CAP※を開催するなど、関係機関との連携を図りました。
- 虐待防止月間に広報へ啓発文書を掲載し紀の川市内の保育所や幼稚園、小中学生の保護者向けに虐待防止のパンフレットを配付しました。

課題・方向性

- こどもの悩みや不安に対する相談先の周知を継続するとともに、相談しやすい体制づくりを行うことが重要です。
- こどもがきちんと周囲にＳＯＳを出せるようにするとともに、周囲の人がそのＳＯＳに気づき、適切な支援につなげられるように啓発・周知を行うことが重要です。



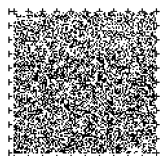
(6) 重点施策について

各種データ等からみる現状・前回計画の主な取組

- 生活困窮者相談件数は、事業の浸透もあり、目標値を大きく上回る相談件数となっています。
- 高齢者の「健康問題」を原因とした自殺が多く、引き続き課題となっています。
- 本市の自殺者の特徴をみると、「男性 60 歳以上 無職 同居」が最も自殺者数が多くなっています。男性が上位を占めており、特に壮年期や高齢期に集中しています。また、上位 5 位の中では無職者より有職者、独居より同居人がある人の方が多くなっています。

課題・方向性

- 地域自殺実態プロファイル 2024 に基づき、「高齢者」「生活困窮者」「働く場」を重点施策とし、取組を推進します。

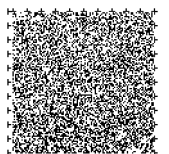


第3章 施策の展開

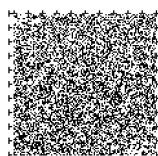
1 施策体系

基本施策	施策の方向性
施策1 地域における ネットワークの 強化	①「紀の川市いのち支える自殺対策推進本部」の設置 ②庁内各課における自殺対策担当委員の設置 ③地域の連携による自殺対策の推進 ④ 様々な窓口情報の共有と活用 ⑤市民と行政の協働による自殺対策の推進 ⑥「長期総合計画」における自殺対策の推進 ⑦先進自治体の研究と国・県との連携強化
施策2 自殺対策を支える 人材の育成	1 市職員に対する人材育成の実施 2 教育・保育の現場における研修の実施 ③関係団体・機関等に対する研修の実施
施策3 市民への啓発と 周知	①自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及 2 うつ病等の精神疾患に関する知識の普及 ③生涯学習を通じた、自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及 ④教育・保育現場を通じた、自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及 5 防災に関わる市民に対する研修の実施 6 生涯学習を通じた人権教育の推進
施策4 生きることの 促進要因への支援	1 活気あるまちづくりの推進 2 農業振興に向けた支援 3 商工業の振興に向けた支援 4 雇用機会の創出 5 創業希望者に対する支援 6 ほたる保護事業を通じた、いのちの大切さを伝える取組 7 生きる意欲につながるようなイベントや活動の推進 8 子育ての喜びを感じる機会づくり 9 こどもたちの居場所づくり 10 青少年の健全な育成環境づくり 11 市民の心身の健康づくりの推進 12 消費者被害の発生・拡大の防止 13 ひきこもりの人に対する社会参加の促進 14 防災体制の強化 ⑮自死遺族※への支援
施策5 児童生徒のSOS (支援要請)の出し 方に関する教育	1 啓発物等を活用したSOSの出し方に関する教育の推進 2 こどものSOSに対する気づきや対処法の啓発 ③教育委員会との連携による、こどもの自殺を防ぐ教育行政の推進 4 幼児期からの人権教育の推進 5 小中学校における児童生徒の人権擁護 6 配慮が必要な児童生徒に対する支援 7 児童虐待や不適切な養育状況の防止と早期発見・早期支援

※数字に○のついた取組は、自殺対策だけを目的に実施する取組を表している。



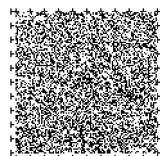
重点施策	施策の方向性
施策1 高齢者への生きる支援	1 高齢者の生きがいづくり 2 高齢者介護福祉施設等職員に対するメンタルヘルスの啓発 3 包括的な見守り体制の充実 4 生活支援サービスの充実 5 認知症の予防と、認知症に対する正しい理解の普及 6 介護者の心身の負担の軽減 7 高齢者への虐待防止に向けた取組
施策2 生活困窮者への生きる支援	1 生活困窮者を支援する取組の啓発・周知 2 生活困窮者を支援する事業の適正な運用 3 徴収業務を通じた要支援者の早期発見 4 住まいに困窮している市民に対する住居の提供
施策3 働く場等における生きる支援	1 長時間労働等の解消に向けた市民への啓発 2 企業や事業所に対する職場環境改善の働きかけ 3 市職員のメンタルヘルスの推進 4 教職員のメンタルヘルスの推進
施策4 その他の重点的な取組	1 福祉の総合相談体制の推進に向けた取組の推進 2 市民の人権意識の高揚へ向けた取組 3 総合的な福祉のまちづくりの推進 4 子育て世代に対する支援 5 障害のある人に対する支援 6 交通安全対策の推進 7 犯罪被害者等の支援 8 リスク要因の排除



2 各施策の評価指標

基本施策及び重点施策における評価指標を以下のとおり設定し、本計画の進捗管理・評価を行います。

施策分野	内容	直近値	目標値
		令和 5 年度末	令和 11 年度末
基本施策			
(1)地域におけるネットワークの強化	自殺対策関連会議の開催	年 1 回	年 2 回以上
	福祉ボランティアの登録人数	672 人	700 人
(2)自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座の受講者数	92 人	250 人
(3)市民への啓発と周知	広報紙・各種 SNS 等での自殺予防の啓発	6 回	年 6 回以上
	市民向け講演会等の開催	0 回	年 1 回以上
(4)生きることの促進要因への支援	小中学校でのいのちを大切にする授業の実施	10 回	市内の小学 4 年生全クラスで毎年実施
	スポーツ施設の利用者数	417,347 人	430,000 人
	ボランティア活動に参加している市民の割合	42.9%	45.5%
(5)児童生徒の SOS（支援要請）の出し方に関する教育	小中学校での SOS の出し方に関する学習の実施	1 回	年 1 回以上
	小中学生に対する人権 SOS ミニレター等の配付	3 回	年 3 回
重点施策			
(1)高齢者への生きる支援	自主活動体操拠点数	118 拠点	134 拠点
	特定健診受診率	42.4%	60.0%
	認知症サポーター数	6,193 人	8,700 人
	フレイルチェックの実施	53 回	年 90 回以上
(2)生活困窮者への生きる支援	広報紙・各種 SNS 等での生活困窮者支援策の啓発	6 回	年 6 回以上
	生活困窮者相談件数	107 件	年 150 件
(3)働く場等における生きる支援	職場の両立支援制度の育児休業取得率	男性 7.9% 女性 47.8%	男性 10.0% 女性 50.0%
	市内の企業に対する働き方改革についての啓発	1 回	年 1 回以上
	就職フェアにおける参加企業との面談者数	43 人	年 200 人
(4)その他の重点的な取組	人権映画会・講演会への参加延べ人数	292 人 (令和 5 年度・映画会のみ開催)	年 800 人
	いじめはどんなことがあってもいけないと考える児童生徒の割合	小 6 97.0% 中 3 96.2%	100%
	庁内の情報共有システムの構築	計画中	構築



3 施策の内容

基本施策

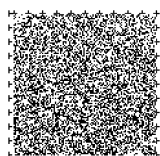
(1) 地域におけるネットワークの強化

「紀の川市いのち支える自殺対策推進本部」を中心とした、自殺対策を地域全体で支える体制の構築と連携強化を継続的に行うため、庁内各課への自殺対策担当委員の配置や、「つなぐシート」を活用した関係機関との包括的な情報共有体制を強化します。

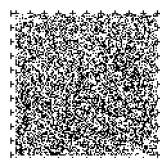
市民との協働や「長期総合計画」に基づく施策を推進し、国や県との連携を深めることで、地域ぐるみで生きることの包括的支援につながる取組を進めます。

※ライフステージは、乳幼児期・学童期（0～11歳）、思春期（12～18歳）、青年期（19～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）に分類。施策の主な対象となるライフステージに○をつけている。

①	「紀の川市いのち支える自殺対策推進本部」の設置	担当課	健康推進課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●市長を本部長とする「紀の川市いのち支える自殺対策推進本部」を設置し、庁内の各課及び各支所・出張所、関連機関等が連携しながら、自殺予防に関する施策の検討や実施、進捗状況の検証等を行います。							
②	庁内各課における自殺対策担当委員の設置	担当課	健康推進課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●庁内各課に自殺対策担当委員を設け、定期的な会議等を通じて自殺対策のいっそうの推進に向けた施策の検討や情報の共有等を、全庁体制で行います。							
③	地域の連携による自殺対策の推進	担当課	社会福祉課・人権施策推進課・生涯学習課・障害福祉課・総務課・議事調査課・各支所・出張所				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、人権擁護委員、障害者相談員等をはじめ、地域福祉に関わる人・団体・機関等は、それぞれ定期的な会議等を通じて自殺対策の強化に向けた課題の抽出、解決策の検討、情報の共有、連携の強化、施策の実施等を行います。また、連携や支援の強化を図ることを目的として、障害者相談員等を対象とした研修を継続実施します。							



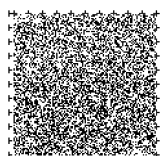
4	様々な窓口情報の共有と活用	担当課	全課・各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●「つなぐシート」等を活用し、相談内容などの窓口情報を共有する仕組みを強化し、すべての市職員が有効な支援策につなげることができるよう、体制づくりを推進します。						
⑤	市民と行政の協働による自殺対策の推進	担当課	社会福祉課・広報課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●市民との協働による自殺対策を推進するため、NPOやボランティア団体等との連携と情報の共有を推進します。						
●地域福祉に関わるボランティアの増員に向け、市公式LINEや広報紙など様々な情報発信手段を活用した呼びかけや広報を引き続き定期的に行います。						
⑥	「長期総合計画」における自殺対策の推進	担当課	全課・各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●「紀の川市長期総合計画」に掲げている生きる支援につながる政策目標に基づき、職員一人ひとりが気づきの意識を持てるようにするなど、生きることの包括的支援につながる取組やその推進に努めます。						
⑦	先進自治体の研究と国・県との連携強化	担当課	健康推進課・企画経営課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●自殺対策について先進的な取組を行っている自治体や、自殺死亡率の低い自治体についての研究を進め、本市の施策に反映させます。						
●国・県・近隣自治体との情報共有を進め、広域的な対応が必要な事案については、連携して施策を推進します。						



(2) 自殺対策を支える人材の育成

市職員を対象とした基礎的な知識から実践的な対応力を強化する研修や、教育・保育現場の関係者を対象としたこどもや家庭の異変に早期に対応するための専門研修、関係団体や機関等を対象とした研修の実施を通して、地域全体で連携した支援体制の強化や自殺予防の取組を支える多様な人材の育成を図ります。

1	市職員に対する人材育成の実施	担当課	人材マネジメント課・健康推進課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	
●日常の窓口業務や相談、徴収業務等の中で市民の異変や困りごと等に気づき、適切な対応ができるよう、新規採用職員研修（スタートアップ研修）において、意識の醸成やゲートキーパーの養成に努めます。						
2	教育・保育の現場における研修の実施	担当課	教育総務課・保育課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●教育・保育に関わる教職員等に対して研修を実施し、こどもや家庭の異変を早期に発見して必要な支援につなげる力の養成に努めます。						
③	関係団体・機関等に対する研修の実施	担当課	社会福祉課・障害福祉課・総務課・ 人権施策推進課・各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会、人権擁護委員、障害者相談員等をはじめ、地域福祉に関わる人・団体・機関等に対し、継続してゲートキーパー研修の機会を提供し、全市体制で自殺対策を推進できる体制をつくります。						

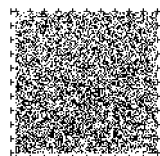


(3) 市民への啓発と周知

自殺や自殺予防、うつ病等のこころの健康に関する正しい知識を広く市民に普及させるため、イベントや啓発物を通して啓発活動を推進します。

防災活動に関わる市民への研修の実施や、人権教育を通じた自殺予防に関する理解の促進を図ることで、市民一人ひとりが支え合える社会の実現を目指します。

①	自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及	担当課	全課・各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●自殺と自殺予防に関する正しい知識や具体的な対処法が広く市民に行きわたるよう、広報紙やホームページ、SNS、啓発物等を通じて、市民への啓発を計画的に行います。 ●市民が必要な相談先や支援策をすぐに検索できるよう、広報紙やホームページの内容・構成・デザイン等を工夫します。 ●市が主催・後援または参加・関係するイベント等の機会を通じ、啓発物資の配布等を行い、市民へ啓発します。 ●庁内各課の窓口やカウンター等に啓発物や相談先一覧等を設置し、支援を必要とする人が必要な支援につながるよう啓発を行います。						
2	うつ病等の精神疾患に関する知識の普及	担当課	健康推進課・障害福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●うつ病等、こころの健康についての正しい知識の普及やうつ病の初期症状を早期に発見できるように意識の啓発を図り、相談者への早期の休息・相談・受診を促進します。						
③	生涯学習を通じた、自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及	担当課	生涯学習課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●生涯学習の機会を活用して、心身の健康に関する情報や、子育て、家庭教育に必要な支援策等についての知識を普及します。						
④	教育・保育現場を通じた、自殺と自殺予防に関する知識の啓発・普及	担当課	こども課・保育課・教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○		
●保育所・幼稚園・学校をはじめ、こども家庭センター*等の関連施設や、個別面談、パンフレットの配布等を通じて、自殺と自殺予防に関する正しい知識や具体的な対処法を保護者に周知し啓発を行います。						

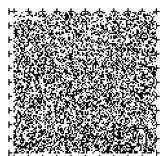


5	防災に関わる市民に対する研修の実施	担当課	危機管理消防課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●自主防災組織等、防災に関わる市民に対してゲートキーパー研修を実施し、被災者や長期避難者に対する適切な対処ができるよう引き続き啓発を行います。						
6	生涯学習を通じた人権教育の推進	担当課	人権施策推進課・こども課・保育課・教育総務課・生涯学習課・商工労働課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●すべての市民が自分を含むすべての人の人権を大切にし、多様な価値観を受け入れて互いに支え合うまちづくりを推進するため、地域・学校・園・家庭・事業所等と連携し、啓発物資等の配布や人権学習講座を通して人権教育と啓発を行います。						
●インターネット等の利用者が、適正な情報収集・発信・活用においての責任や情報モラルを持つことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。						

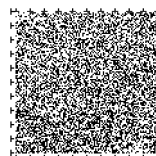
(4) 生きることの促進要因への支援

誰もが希望を持ち、生きる意欲を感じられる活気あるまちづくりを目指し、農業や商工業の振興、雇用機会の創出、創業希望者への支援を行います。また、イベント等の開催を通じたいのちの大切さや生きる意欲の高揚につながる取組の推進や相談支援を行います。さらに、個別避難計画の策定により、地域全体で人々を支える安全で安心して暮らせる環境を整備します。

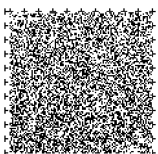
1	活気あるまちづくりの推進	担当課	観光振興課・地域創生課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●まちの活性化を図るとともに、市民同士の交流を深めるため、実行委員会等と協働し、地域の祭りやイベント等の開催を支援します。 ●地域おこし協力隊と協働し、市の魅力の発見と発信等を図ります。 ●高齢化や過疎化の進む地域にまちづくり会社を設置し、地域おこし協力隊や地域活性化起業人とともに引き続きエリアリノベーションを実施し、地域の活性化を図ります。						
2	農業振興に向けた支援	担当課	農業振興課・農地整備課・林務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●本市の農業において、地産地消の推進、経営基盤の強化、家畜伝染病の予防、経済的な支援、有害獣駆除、圃場の整備等の支援を行い、事業の活性化と安定した経営の確保を図ります。 ●後継者不足の悩みを解消し、持続可能な農業を実現するため、後継者の育成支援や農産物の販売促進、6次産業化の支援等を行います。						



3	商工業の振興に向けた支援	担当課	商工労働課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●商工業者に対する補助等の支援を通じて、経営の安定化と、雇用機会の創出を図ります。						
4	雇用機会の創出	担当課	商工労働課・障害福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
			○	○	○	
●就職フェアの開催等を通じて、市民の雇用機会の創出を図ります。						
●障害のある人にとって働きやすい環境づくりやジョブコーチ等の情報を周知し、一般就労の促進を図ります。						
●高校生対象の就労ガイダンスの際に、労働者の権利や就業上のトラブルに遭った際の対処法等を説明し、健全な就労生活ができるよう支援します。						
5	創業希望者に対する支援	担当課	商工労働課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	
●新規創業を望む市民に対し、セミナーの開催や資金面の支援等を行います。						
6	ほたる保護事業を通じた、いのちの大切さを伝える取組	担当課	観光振興課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			○
●ほたるの繁殖・保護活動を通じて、こどもたちにいのちの大切さを学ぶ機会を提供し、高齢者には生きがいづくりや地域での活躍の場を提供します。						
7	生きる意欲につながるようなイベントや活動の推進	担当課	生涯学習課・生涯スポーツ課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●文化振興事業等のイベントや催し物を通じて、市民の豊かな心を育みます。また、文化振興団体等への支援を通じて生きがいづくりの場の提供を継続して実施します。						
●図書館において、生きる意欲の高揚や生きる支援につながる図書館資料の充実に努めます。						
●市民のスポーツ活動の振興を図り健全な心身の育成と生きがいづくりの場を提供します。						
8	子育ての喜びを感じる機会づくり	担当課	生涯学習課・こども課・保育課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○		○	○	
●本の読み聞かせ等の取組を通じ、親子のふれあいの重要性を学ぶ機会とするとともに、保護者には子育ての楽しさや喜びを知っていただく機会とします。						
●4 か月健診時に保育士による読み聞かせを実施し、1 歳児健康相談時及び小学校への就学期に、発達に応じた絵本のプレゼントを引き続き実施します。						
●2 歳 6 か月健康相談時に保育士による発達講話や親子のふれあい遊び体験を実施し、2 歳前後に始まるいやいや期への対応を学習する場を提供します。						



9	こどもたちの居場所づくり	担当課	生涯学習課・こども課 ・保育課・障害福祉課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●地域と学校の連携・協働体制推進事業や放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービスの実施を通じて、こどもたちの放課後の居場所づくりと、交流の場の提供を行うとともに、事業に関わる支援員等に対し研修や必要な支援につなぐための情報共有を行うなど、質の向上を図ります。							
●こどもや保護者が安心して過ごせる居場所を提供し、こどもの健全育成や参加者同士の交流を図ることができるよう支援します。							
10	青少年の健全な育成環境づくり	担当課	生涯学習課・こども課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
			○	○			
●補導委員と連携しながら、見守り活動等を通じて青少年の健全育成に努めるとともに、青少年がトラブルに巻き込まれることのない環境づくりを推進します。							
●青少年の悩みごと等の早期発見に努めるとともに、多様化・複雑化する悩みに対応できる専門性を持った人材や機関の協力を得ることで問題解決を図ります。							
11	市民の心身の健康づくりの推進	担当課	健康推進課・国保年金課・こども課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●心身の健康維持に関する情報の提供や相談支援、各種健診の実施等を通じて、市民の心身の健康維持・増進を行います。							
12	消費者被害の発生・拡大の防止	担当課	商工労働課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
			○	○	○	○	
●広報紙やホームページ、SNS、啓発物等を通じて、消費者トラブルを防止するための啓発や、万一被害に遭った場合の相談先等の周知を計画的・定期的に行います。							
●市役所に相談窓口を設け、相談に応じるとともに、必要な支援につなげます。							
●相談時に他の問題や課題に気づいた場合は、市の関係課や関連する支援団体・機関等につなげます。							
13	ひきこもりの人に対する社会参加の促進	担当課	障害福祉課・社会福祉課・ 各支所・出張所				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●ひきこもりサポート事業を通じ、ひきこもりの人の社会参加を促進します。							
●民生委員・児童委員や自治会等、地域福祉や地域活動に関わる人たちと連携し、ひきこもりの人の地域の祭りや催し物等への参加を促進します。							

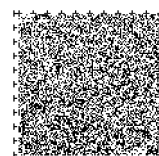


14	防災体制の強化	担当課	危機管理消防課・高齢介護課・ 障害福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●万一の災害に備え、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、居宅介護支援事業所等の協力のもと、災害が予想される地域の個別避難計画の策定数を増やします。 ●災害時の避難生活が長期化した場合に備え、性別、性的マイノリティ、障害や持病のある人、高齢者等に配慮した避難所や備品の整備に努めます。						
⑮	自死遺族への支援	担当課	市民課・社会福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●家族や身内を自死で失った人に対し、心身のケアを行うため、県の自死遺族相談やこころの相談窓口、当事者の会等の情報を提供し、相談や参加を促します。 ●民生委員・児童委員等を通じて、自死遺族の見守りを行い、必要な場合は相談先や支援団体等につなげます。						

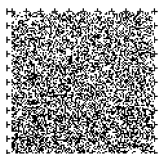
(5) 児童生徒のＳＯＳ(支援要請)の出し方に関する教育

こどもが困難や不安を感じたときのＳＯＳの出し方や相談先、相談方法等、実践的な教育を推進するとともに、大人がこどものＳＯＳに気づき、適切に対処するための啓発・周知を行います。また、幼児期からの人権教育を通して、いのちの大切さや自分や周りの人を尊重する意識を育てること、配慮が必要な児童生徒への支援の充実等、周囲が連携してこどもたちを見守る体制を築くために必要な取組を推進します。

1	啓発物等を活用したＳＯＳの出し方に関する教育の推進	担当課	教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●県の教育委員会から提供されるＳＯＳの出し方等についての啓発物（「こどもの人権ＳＯＳミニレター」等）を活用して、児童生徒に悩みをひとりで抱えないことや、困ったときの相談先、相談方法等について、実践的な教育を行います。						
2	こどものＳＯＳに対する気づきや対処法の啓発	担当課	教育総務課・こども課・保育課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●県の教育委員会から提供されるこどものＳＯＳに関する啓発物（「子どもの安全・安心サポートマニュアル」等）を活用し、保育士・教職員・保護者や市民に対して、こどもの異変やＳＯＳの察知の仕方、実践的な対処法等を啓発・周知します。						



③	教育委員会との連携による、こどもの自殺を防ぐ教育行政の推進	担当課	教育総務課・生涯学習課・生涯スポーツ課・健康推進課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●教育委員会と連携し、こどもを取り巻く環境やこどもの自殺に関する情報を共有することにより、こどもの自殺予防の視点をもった居場所づくり等、教育行政の推進に努めます。また、SNSの安全な利用方法やトラブル時の対処法を学ぶ機会づくりに努めます。						
4	幼児期からの人権教育の推進	担当課	教育総務課・こども課・保育課・健康推進課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●いのちや人権の大切さについて、幼児期から発達段階に応じた教育を計画的に行い、小学生では「いのちの授業」を実施するなど、命を守るとい意思やいじめ、仲間外し等を容認しない意識の醸成を図ります。						
5	小中学校における児童生徒の人権擁護	担当課	教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※、学校運営協議会等と連携し、いじめアンケートの実施やいじめ対策委員会の設置を行うなど、小中学校におけるいじめの防止・早期発見や早期対応、児童生徒の悩みへの適切な対応を行います。						
6	配慮が必要な児童生徒に対する支援	担当課	教育総務課・障害福祉課・こども課・保育課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○			
●県の教育委員会から提供される「つなぎ愛シート」等を活用し、こども・保護者・学校・関連機関等の間で情報共有を強化し、配慮が必要な児童生徒に対する切れ目のない支援を行います。						
●障害児の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助などを行います。						
7	児童虐待や不適切な養育状況の防止と早期発見・早期支援	担当課	こども課・保育課・障害福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●児童虐待や、虐待が疑われる事案を発見した場合、速やかに児童相談所等に通報するよう、広報紙やホームページ等を通じて市民に周知します。						
●子育てに対して不安や孤立感を抱えている家庭や不適切な養育環境にある家庭等に対し、専門家による相談支援やヘルパーの派遣による育児家事支援を行います。						

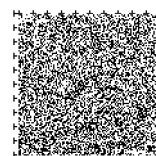


重点施策

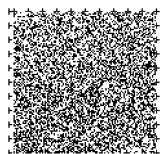
(1) 高齢者への生きる支援

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりや包括的な見守り体制の充実を図ります。また、高齢者を支える人の負担軽減や施設職員を対象としたメンタルヘルスの啓発等に取り組むとともに、高齢者虐待の防止にも力を入れ、誰もが尊厳を持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

1	高齢者の生きがいづくり	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター・ 商工労働課・社会福祉課・観光振興課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
						○
●高齢者に対して長寿祝金の支給、敬老会の開催補助、高齢者団体の活動支援を行い、いっ そうの健康と長寿の意欲を持ってもらうよう働きかけます。 ●シルバー人材センターの運営支援や地域でのボランティア活動、祭り等の行事や催し物 等を通じて、高齢者の活躍の場をつくるとともに、高齢者支援に取り組む団体に対して 啓発活動への参加を促します。 ●本市のご当地体操である「紀の川歩（てくてく）体操」等のいっそうの普及に努め、高 齢者の健康寿命の延伸と、交流の場づくりを推進します。また、体操参加者以外へのフ レイル予防の周知拡大を図ります。						
2	高齢者介護福祉施設等職員に対する メンタルヘルスの啓発	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●高齢者介護福祉施設等の事業者や職員に対し、研修会を通して高齢者のメンタルヘルス に関する知識や、利用者の異変に気づいたときの適切な対処の方法等について啓発を行 います。 ●高齢者介護福祉施設等の事業者に対し、職員の心身の負担を軽減するような職場環境づ くりを働きかけるとともに、職員の異変に気づいたときの適切な対処の方法について啓 発を行います。						
3	包括的な見守り体制の充実	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター・ 社会福祉課・廃棄物対策課 ・各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
						○
●和歌山県の見守り協力事業を活用するなど、ひとり暮らしの高齢者やひきこもりがちな 高齢者等の情報を共有し、地域全体で見守る体制の充実を図ります。 ●「ほっと安心ネットワーク」や「徘徊高齢者位置探索サービス」等の事業を通じて、認 知症等で徘徊・行方不明となった人の早期保護に努めます。 ●ごみ出し困難者に対して、戸別収集及び安否確認を行う「ふれあい収集」を継続して実 施します。						



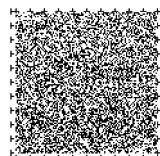
4	生活支援サービスの充実	担当課	高齢介護課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
						○
●生活支援コーディネーター※による地域の課題把握や適切な支援とのマッチングを継続して実施します。 ●就労的活動支援コーディネーターと連携しながら、就労支援事業の周知拡大、事業所と高齢者の就労環境整備へのアドバイス等を推進します。						
5	認知症の予防と、認知症に対する正しい理解の普及	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●つどい場カフェ事業や出張講座「元気プラス塾」等を通じて、実践的な認知症予防対策を推進します。 ●認知症に対する正しい知識が広く市民に行きわたるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、広報等を通じて受講者の拡大に努めます。						
6	介護者の心身の負担の軽減	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
					○	○
●高齢者や認知症の人を介護する人の心身の負担を軽減するため、つどい場カフェ事業等高齢者が安心して過ごせる場所の充実や、介護者サロン等介護者の交流を推進します。 ●社会福祉協議会等と連携し、介護する人の相談を受け、必要な支援につなげます。						
7	高齢者への虐待防止に向けた取組	担当課	高齢介護課・地域包括支援センター			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●高齢者への虐待に気づいた場合の連絡方法や養護者等に対する支援のための相談窓口を広報紙やホームページ、SNS、啓発物等を通じて広く市民に啓発・周知を行います。 ●高齢介護課と地域包括支援センターが連携して、虐待を受ける恐れのある高齢者への支援、また、家族・養護者に対する多面的な支援を引き続き行います。 ●介護保険事業者や相談窓口担当者に対して、高齢者虐待防止への対応や介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を図ります。						



(2) 生活困窮者への生きる支援

生活困窮者が安心して生活を立て直せるよう、支援事業の適正な運用や充実を図るとともに、取組を広く啓発・周知し、必要な支援が届くよう努めます。また、支援が必要な人の早期の発見と適切な対応ができる体制構築に努めることで、生活困窮者の生活再建と社会参加を支援し、地域全体で支え合う環境を整備します。

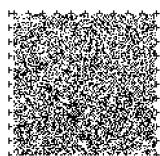
1	生活困窮者を支援する取組の啓発・周知	担当課	社会福祉課・こども課・教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●生活困窮者自立支援事業や生活保護扶助事業、ひとり親家庭支援事業、就学援助事業等の生活困窮者への支援事業について、広報紙やホームページ、各種SNS、公共機関への啓発物の設置・掲示等を通じて啓発・周知を行います。						
2	生活困窮者を支援する事業の適正な運用	担当課	社会福祉課・こども課・教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●必要な人に必要な支援が行きわたるよう、生活困窮者自立支援事業や生活保護扶助事業、ひとり親家庭支援事業、就学援助事業等を適正に運用します。						
●市役所窓口対応の際に生活困窮の事実を把握した場合、申告時の留意点など税に関する有用な知識を相手の状況に応じて適切に説明できるよう職員の研修受講等に努めます。						
3	徴収業務を通じた要支援者の早期発見	担当課	税務課・収納対策課・ 上下水道経営課・国保年金課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●徴収業務や市役所窓口対応を通じて生活困窮の事実を把握した場合、必要な支援策や相談窓口につなげられるよう、必要な情報の収集と職員の研修受講等に努めます。						
●水道メーターの検針人に対し、検針業務中に異変を発見した場合、速やかに報告するよう働きかけ、報告を受けた場合は関係課と連携しながら現状確認に努めます。						
4	住まいに困窮している市民に対する住居の提供	担当課	住宅政策課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	○
●住宅に困窮している市民に対し、一定の条件に基づいて市営住宅を提供するとともに、建替え、改修等により衛生面等市営住宅の快適性維持に努めます。						



(3) 働く場等における生きる支援

長時間労働の解消に向けた啓発を市民に行い、企業や事業所には職場環境の改善を積極的に働きかけます。また、市職員や教職員のメンタルヘルス向上を図る取組を推進し、働く人々が安心して能力を発揮できる、ストレスのない職場環境づくりを促進します。

1	長時間労働等の解消に向けた市民への啓発	担当課	商工労働課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	
●職場での不当な扱いや過剰な長時間労働を防ぐため、広報紙やホームページ、SNS、啓発物等を通じて、働く人の権利や困った場合の相談先等の情報を定期的に発信します。						
2	企業や事業所に対する職場環境改善の働きかけ	担当課	商工労働課・障害福祉課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	
●立地企業連絡協議会会員企業や商工会の加盟企業をはじめ、市内の企業・事業所に対し、ワークライフバランスや働き方改革の推進、職場におけるメンタルヘルスの推進やパワハラ・セクハラの防止等を働きかけ、ストレスのない職場環境づくりを促進します。						
●障害者雇用に対する意識啓発を行うことで、障害のある人の就労サポートや長く働き続けることができる職場環境づくりを促進します。						
3	市職員のメンタルヘルスの推進	担当課	人材マネジメント課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	
●市職員に対し健康診断やストレスチェック、心療内科の専門医師による「こころの健康相談」を定期的を実施し、指摘項目のある人には専門家への受診を促すなど、心身の健康維持と増進に努めます。						
●職員の希望や特性に配慮した配置等に努めるとともに、ひとりで困難な業務を抱え込まないよう配慮し、ストレスのない職場環境をつくります。						
●過剰な時間外労働の削減やワークライフバランスの推進等を計画的に実施し、職員の心身の負担軽減に努めます。						
●職員の悩みの相談窓口を設置し、上司や同僚に直接相談できないような相談ごとに対処できる体制づくりに努めます。						
●カスタマーハラスメント対応マニュアルを周知することで、職員が安心して業務に取り組める環境づくりを促進します。						

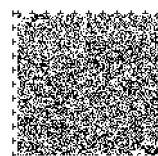


4	教職員のメンタルヘルスの推進	担当課	教育総務課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
				○	○	

●教職員に対し健康診断やストレスチェックを定期的を実施し、指摘項目のある人には専門家への受診を促すなど、心身の健康維持と増進に努めます。

●教職員の過労や長時間労働を防ぐため、適切な人員配置や職場環境・業務の見直し、助言等を継続的に行います。

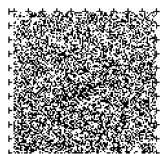
●各学校に設置した教職員用の相談窓口を活用し、上司や同僚に直接相談できないような相談ごとに対処できる体制づくりに努めます。



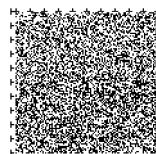
(4) その他の重点的な取組

誰もが生きる希望をもって日々を過ごせるよう、幅広い取組を重点的に実施します。様々な課題に対応できる総合相談体制の強化に加え支援を必要とする人や世帯への支援の充実を図ることで、誰も自殺に追い込まれることのない紀の川市の実現を目指します。

1	福祉の総合相談体制の推進に向けた取組の推進	担当課	社会福祉課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●庁内関係各課で連携し、複雑化・複合化する課題に対応できる一元的な相談窓口として設置した権利擁護センターを活用し、総合的な相談支援体制の強化を図ります。							
2	市民の人権意識の高揚へ向けた取組	担当課	人権施策推進課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●人権や「生きること」をテーマとした映画の上映会や講演会、イベント等を通じて市民の人権意識の高揚を図り、自分を含むすべての人のいのちを大切にする地域づくりを推進します。							
3	総合的な福祉のまちづくりの推進	担当課	社会福祉課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●「紀の川市地域福祉計画」に基づき、自助、互助・共助、公助による総合的な地域福祉を充実させ、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。							
4	子育て世代に対する支援	担当課	こども課・保育課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○		
●「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代の肉体的・心理的・経済的負担を軽減する取組を推進します。							
5	障害のある人に対する支援	担当課	障害福祉課				
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期	
		○	○	○	○	○	
●「紀の川市障害者基本計画」及び「紀の川市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害のある人とその家族の肉体的・心理的・経済的負担を軽減する取組を推進します。							



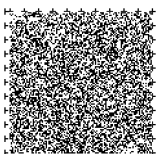
6	交通安全対策の推進	担当課	交通政策課・道路河川課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●交通事故で大切な人にけがをさせたり失ったりすることのないよう、交通安全教室の開催等を通じ、市民の交通安全意識の向上を図ります。						
●市道の改良を継続的に行うことで、交通の安全性向上を図ります。						
7	犯罪被害者等の支援	担当課	危機管理消防課			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●令和 6 年度に定めた犯罪被害者等支援のための施策に関する基本事項をもとに、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的として、紀の川市犯罪被害者等支援事業を推進します。						
8	リスク要因の排除	担当課	人権施策推進課・契約管財課・ 国保年金課・健康推進課・ 環境衛生課・廃棄物対策課・ 高齢介護課・保育課・農業振興課・ 農地整備課・林務課・観光振興課・ 建設総務課・道路河川課・ 都市計画課・住宅政策課・ 水道工務課・下水道課・教育総務課・ 生涯学習課・生涯スポーツ課・ 各支所・出張所			
		乳幼児期 学童期	思春期	青年期	壮年期	高齢期
		○	○	○	○	○
●市が管理する場所や施設・建物等について、柵がないまたは簡単に乗り越えられるなど自殺につながるリスクがないか点検し、少しでもリスクを軽減できるよう継続的な見直しを行います。						



資料編

1 計画策定の経緯

年度	実施日	内容
令和6年度	9月24日（火）～ 10月9日（水）	団体アンケート調査 実施 ①庁内各課自殺対策担当委員：34件 ②養護教諭：18件 ③民生委員・児童委員、人権擁護委員、社会福祉協議会：10件
	10月30日（水）	第1回 紀の川市いのち支える自殺対策協議会 開催
	12月5日（木）	第1回 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部会 開催
	12月16日（月）～ 1月14日（火）	パブリックコメントの実施
	1月29日（水）	第2回 紀の川市いのち支える自殺対策協議会 開催
	3月3日（月）	第2回 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部会 開催



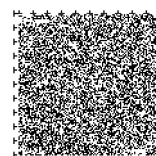
2 紀の川市いのち支える自殺対策協議会 委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和7年3月31日

区分	所属団体	氏名
学識経験者	公衆衛生 医師	松田 信治
医療団体の代表者	公立那賀病院	栗山 文枝
福祉関係団体の代表者	紀の川市社会福祉協議会	福本 貴彦
	紀の川市民生委員・児童委員連絡協議会	亀田 光男
教育関係の代表者	紀の川市PTA連合会	辻 和也
	紀の川市校長会	船津 真理
	紀の川市青少年センター	◎ 寺本 達也
経済関係の代表者	紀の里農業協同組合	庄司 尚起
	紀の川市商工会	山野 浩伸
労働関係の代表者	和歌山産業保健総合支援センター	岩手 忠彦
自殺予防等に関する 民間活動団体の代表者	和歌山グリーンケアの会	武田 悦子
市長が必要と認める者	いのちの電話相談員	○ 租和 佐由里
自殺予防等に関する 関係行政機関職員①	岩出保健所	太田 順子
	那賀消防組合	加藤 尚
	岩出警察署	石橋 正人
自殺予防等に関する 関係行政機関職員②	企画経営課	東 日出樹
	人権施策推進課	富尾 光裕
	収納対策課	西岡 恵津子
	社会福祉課	辻本 高秀
	障害福祉課	山田 ゆかり
	こども課	山本 江司
	保育課	堀口 恭弘
	高齢介護課	貴多橋 一仁
	地域包括支援センター	角 昌代
	商工労働課	田中 雅敏
	教育総務課	楠部 昌洋

(敬称略・順不同)

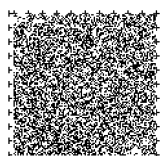
◎：会長 ○：副会長



3 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部 委員名簿

役職	氏名	備考
市長	岸本 健	本部長
副市長	今城 崇光	副本部長
教育長	貴志 康弘	
市長公室長	森岡 悟	本部員
企画部長	栗本 宗彦	
総務部長	畑 清美	
危機管理部長	木村 幸司	
市民部長	上中 和利	
福祉部長	嶋田 雅文	
農林商工部長	西 博行	
建設部長	弓場 正己	
上下水道部長	加山 与志也	
会計管理者	矢田 知大	
教育部長	藤井 丈士	
議会事務局長	小浦 正之	
農業委員会事務局長	木村 昌嗣	
総合行政委員会事務局長	松井 孝作	

(敬称略)



4 紀の川市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

令和元年 7 月 10 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。)第 13 条第 2 項の規定に基づき、紀の川市いのち支える自殺対策推進計画(以下「計画」という。)を総合的かつ効果的に推進していくため、紀の川市いのち支える自殺対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生きることの包括的な支援に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) その他、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の進行は、本部長が指名した者が行う。

2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は、市民部健康推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

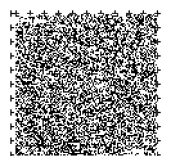
この訓令は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附則(令和 6 年 2 月 26 日訓令第 4 号)

この訓令は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

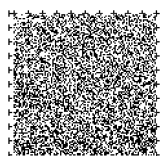
市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長 農業委員会事務局長 総合行政委員会事務局 局長



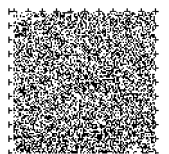
5 用語集

※末尾の【 】内の数字は初出のページ番号を示しています。

用語	内容
あ行	
生きることの阻害要因【P. 22】	失業や多重債務、生活苦等、自殺リスクを高める可能性が高いものこと。
生きることへの促進要因【P. 22】	自己肯定感や信頼できる人間関係等、自殺リスクを低下させる可能性が高いものこと。
いのち支える自殺対策推進センター【P. 17】	自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAに取り組むための資料の提供や民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している機関。
か行	
CAP（キャップ）【P. 23】	Child Assault Prevention（こどもへの暴力防止）の頭文字をとったもので、こどもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための予防教育プログラム。
ゲートキーパー【P. 3】	自殺対策において、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
こども家庭センター【P. 31】	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とした機関。
こども家庭庁【P. 1】	こどもにまつわる行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目指して令和5年に発足した機関。
さ行	
自殺死亡率【P. 1】	人口10万人あたりの自殺者数のこと。
自殺総合対策大綱【P. 1】	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、おおむね5年を目途に見直すこととされている。平成19年6月に初めての大綱が策定されたのち、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われ、我が国の自殺の実態を踏まえ、令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
自殺対策基本法【P. 1】	自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。平成18年10月に施行され、平成28年の改正において、自殺は個人の問題ではなく社会全体で取り組むべき課題であることが追記され、社会的な取組を国や地方自治体、事業主等の責務とした。
自死遺族【P. 25】	自殺で身近な人を亡くし遺族となった人のこと。
自損行為【P. 16】	自分自身に損害を与える行為全般を指す。心理的・精神的な要因が関与することが多い。
主要先進7か国【P. 1】	フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7つの先進国のこと。「G7」とも言う。



スクール カウンセラー【P. 23】	学校に配置され、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。
スクールソーシャル ワーカー【P. 36】	教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者のことをいい、主に家庭環境に起因した長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携を図り、福祉的側面から児童生徒の置かれた様々な環境に着目し、支援や助言を行う。
生活困窮者【P. 18】	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター【P. 38】	住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のこと。
性的マイノリティ【P. 3】	同性愛者、両性愛者、性別不合等の性的少数者のこと。
た行	
地域包括支援 センター【P. 19】	高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かといった状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護サービスにとどまらず、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度への利用等につなげて支援を行う機関。
な行	
認知症サポーター【P. 18】	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者。キャラバン・メイトが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。
は行	
ひきこもり【P. 22】	様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則6か月以上の長期にわたって、おおむね家庭に留まり続けている状態の人のこと。
ま行	
民生委員・児童委員【P. 7】	民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。 すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれる。
メンタルヘルス【P. 20】	精神面における健康のことをいい、「こころの健康」「精神保健」「精神衛生」等と称される。
わ行	
ワークライフ バランス【P. 22】	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短勤務、在宅勤務、テレワーク等を導入している。



第2期紀の川市いのち支える自殺対策計画
～いのちはひとつ みんなで守ろう 紀の川市～
令和7年3月

発行：紀の川市／編集：市民部 健康推進課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

T E L : 0736-77-2511 (代表) F A X : 0736-79-3934

